

第 40 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 24 号

和解 及び 損害賠償額 の 決定 について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月28日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年6月28日 一般県道益城菊陽線 上益城郡益城町大字宮園 地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	12,000円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。